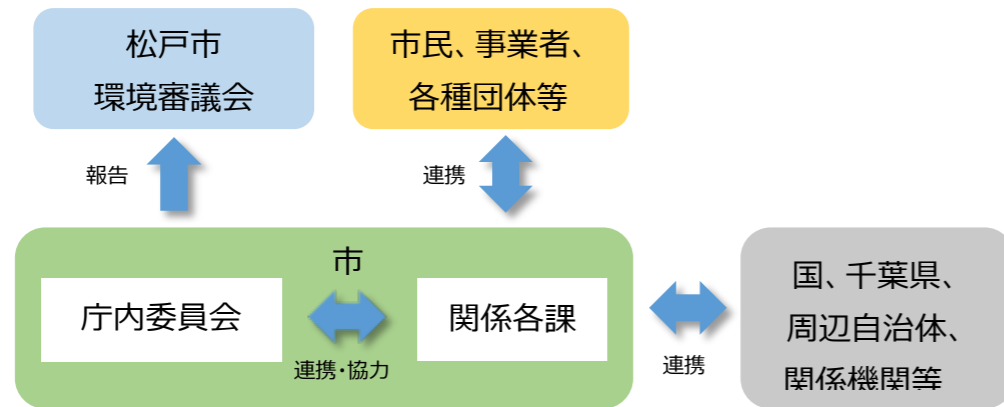


計画の推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、次に示すような体制を整備します。



計画の進捗管理方法

計画の進捗管理は、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Act）の考え方にに基づき、毎年度、市内委員会にて行います。

計画の評価に関しては、4つの基本目標毎に関連する個別計画の進捗状況をもって評価します。

【基本目標1】地球温暖化対策の推進

「松戸市地球温暖化対策実行計画」の進捗状況をもって評価します。

【基本目標2】資源循環型社会の構築

「松戸市ごみ処理基本計画」の進捗状況をもって評価します。

【基本目標3】自然環境の保全と生き物との共生

「松戸市みどりの基本計画」の進捗状況をもって評価します。

【基本目標4】安全・安心で快適な生活環境の保全

大気、水質、騒音などの環境基本法で設定している環境基準の達成状況をもって評価します。

松戸市環境基本計画

2022（令和4）年3月

発行 松戸市

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

電話 047-366-1111

編集 松戸市 環境部 環境政策課

松戸市環境基本計画

2022~2030 年度

概要版

計画策定の趣旨

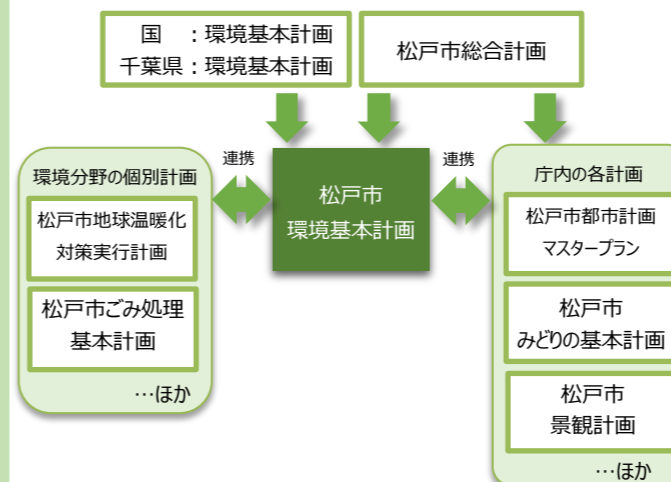
本市では、1998年4月に策定した「松戸市環境計画」に基づき、市民・事業者及び市が一体となって様々な環境施策に取り組んできました。しかし、環境行政を取り巻く状況の変化は大きく、パリ協定の発行や、持続可能な開発目標（SDGs）が示されるなど国際的な大きな動きがあるなか、松戸市においても、人口の増加や都市化に伴う緑の減少など、人々の暮らし方に起因する環境問題があります。

環境問題は、私たちの行動に大きくかわるものであり、将来世代により良い環境を引き継いでいくためには、一人ひとりが環境に配慮するとともに、市民・事業者及び市が連携して取組を進めることが重要です。

そこで、各主体の環境に配慮した行動指針を示すものとして、市の環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、「環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

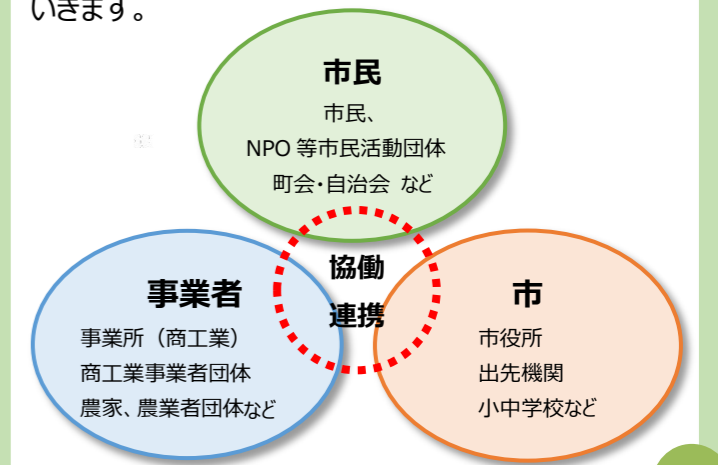
計画の位置づけ

本計画は、「松戸市総合計画」を上位計画とし、効果的に計画を推進するため、市内の関連する計画と相互に整合を図っていきます。



計画の主体

本計画で掲げる「目指す環境像」の実現にあたっては、市民・事業者・市が互いに協働・連携するものとします。各主体は、主体的に環境活動を推進していきます。



【基本目標 1】

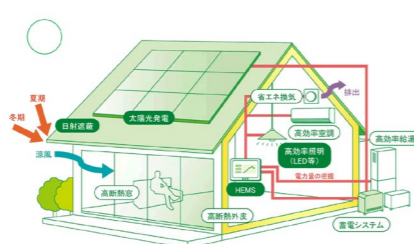
地球温暖化対策の推進



日常生活や事業活動において省エネルギー化やエネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの導入・利用を進めることで、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、持続可能な脱炭素社会の実現を目指します。また、避けられない地球温暖化の影響に対応するため、適応策にも取り組みます。

温室効果ガスの削減

- 家庭における脱炭素化の推進
- 事業所における脱炭素化の推進
- 市施設における脱炭素化の率先
- 脱炭素型のまちづくりの推進



気候変動への適応

- 気候変動に伴う災害対策の推進
- 気候変動に起因した健康影響被害の軽減

めざすまちの将来像と基本目標等

めざすまちの将来像

人と環境にやさしい 持続可能なまち まつど

【基本目標 2】

資源循環型社会の構築



限りある資源を無駄なく効率的に利用していくために、市民・事業者・市の各主体の環境配慮行動のもと、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の循環的利用や適正処理を推進し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指します。

廃棄物の減量と資源化

- ごみの発生抑制（リデュース）
- ごみの再使用（リユース）
- ごみの再生利用（リサイクル）



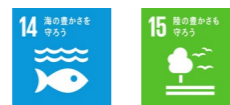
廃棄物の適正処理

- 適正排出と効率的な収集体制の維持
- 安定した処理体制の維持
- 不法投棄対策の推進



【基本目標 3】

自然環境の保全と生き物との共生



都市環境の維持・改善、生き物の生存基盤、防災・減災、食料生産など、多様な機能を持つ緑地、公園、水辺など本市の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくために、これらを保全し、適正な管理と利用を進めることで、人と自然との共生を図ります。

自然環境の保全

- みどりの保全・管理、緑化推進
- 公園の適正な管理・利用促進
- 豊かな水辺の保全・管理
- 農地の保全、利用促進
- 地域のみどりを生かした景観づくり



生き物との共生

- 生き物の生息できる環境の保全
- 外来生物対策、情報提供



【基本目標 4】

安全・安心で快適な 生活環境の保全



市民生活や事業活動の基盤となる良好な大気・水環境が整った安全・安心な暮らしの確保を図ります。また、騒音、振動、悪臭の少ない快適な暮らしの確保を図ります。

環境汚染の防止

- 大気環境の保全
- 水環境の保全
- 土壌汚染への対策



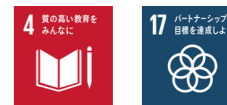
健康で快適な暮らしの確保

- 騒音・振動・悪臭等への対策
- 都市空間の美化



【分野共通事項】

環境学習と環境活動の推進



各主体が地域や地球の環境について学び、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるよう、子どもから大人まで幅広い世代の環境学習や環境活動の機会を創出します。

環境学習の推進

- 環境学習の機会の充実
- 子どもたちが自然と触れあう機会の創出
- 環境学習に関する情報発信



環境活動の推進

- 環境活動の機会の充実
- 市民・事業者との連携
- 環境活動を担う人材の育成
- 環境活動に関する情報発信

